

始



「日本雜貨中南米輸出組合
聯合會」參考資料第三號 中南米諸國為替管理及貿易制限

同會發行編

4.8
214

參考資料第貳號

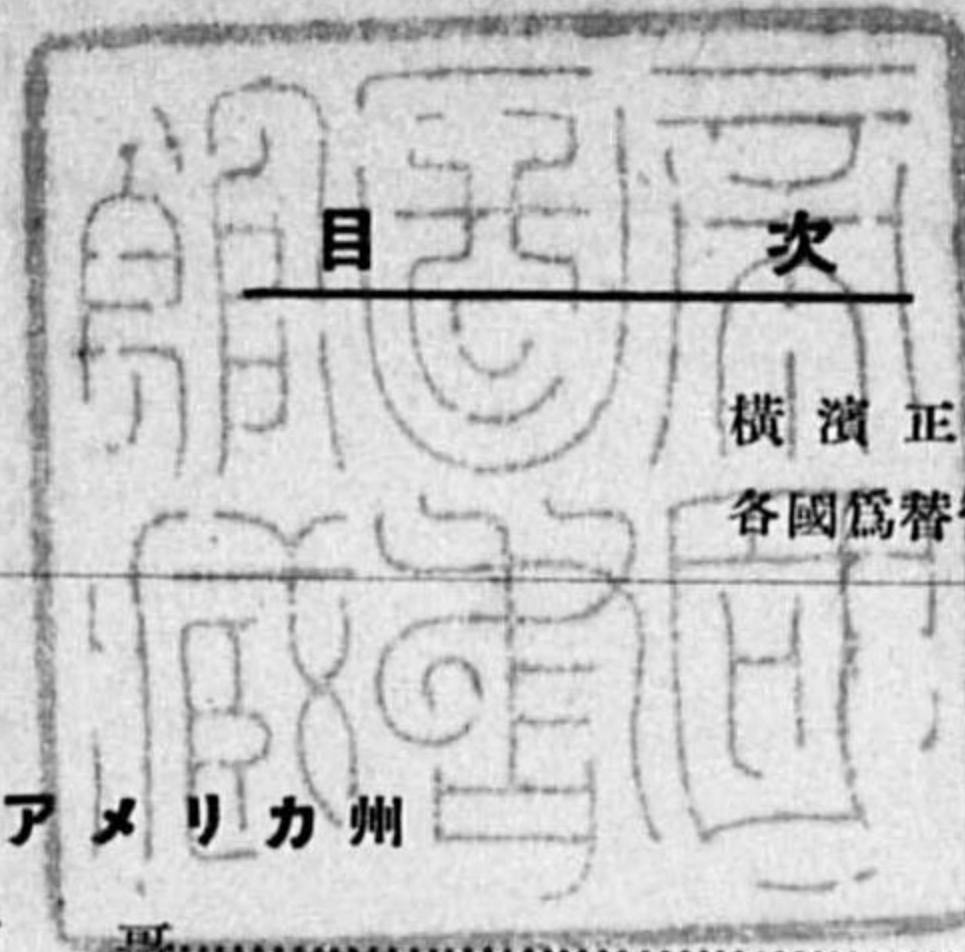
昭和拾參年貳月

中南米諸國爲替管理及貿易制限

日本雜貨中南米輸出組合聯合會

14.8
214

14.8
214



横濱正金銀行調査課發行
各國爲替管理及貿易制限ヨリ抜萃

中央アメリカ州

- 1. 墨 西 哥..... 1
- 2. グアテマラ..... 4
- 3. ホンジュラス..... 6
- 4. サルバドル..... 8
- 5. ニカラガ..... 10
- 6. コスタリカ..... 13
- 7. 玖 馬..... 15
- 8. ハ イ チ..... 18
- 9. ド ミ ニ カ..... 20

南アメリカ州

- 1. コロンビア..... 22
- 2. エクアドル..... 25
- 3. ヴエネスエラ..... 27
- 4. 秘 露..... 30
- 5. 智 利..... 32
- 6. ボリヱア..... 39
- 7. 伯刺西爾..... 43
- 8. 亞爾然丁..... 47
- 9. ウルグアイ..... 52
- 10. パラグアイ..... 57

【附】

- 中南米諸國爲替相場一覽..... 59





爲替管理

墨西哥 (Mexico)

Monetary unit: Silver Peso.

Par of Exchange: (下記)

Aug. 1937.

沿革

幣別・近年の變遷,

◎一九二五年四月二十九日付統令,
本位貨幣を Gold Peso or Dollar とし, 法定價格を .75 of pure gold とした, 24.58d 又は 50 cents U. S. C なり。

◎一九三一年七月二十六日付統令,
然るにその後金銀貨間の Premium 大となつて 80% 乃至 40% に達したので銀ペソをも本位貨幣とす, 即 .75 grams of pure gold と同一價值とした。同時に金貨の鑄造を停止, 金貨の輸出制限を撤廢した。

此の結果國內の銀ペソ流通激増, 約三億ペソに達した, 當時の finess は, 720 なり, 同時に又中央銀行の銀ペソ兌換券一億ペソに達した。

◎一九三五年四月二十七日付統令,
一九三五年四月二十五日に至り銀貨が一オンス米貨 72 cents に迄騰貴し上記制度は到底維持出来ぬこととなり, 四月二十七日付法で銀ペソ貨の本位貨幣を廢止, 中央銀行の紙幣を本位貨とする旨公布した。

同法に依れば中央銀行の發行額及補助貨流通額は銀準備の市場價格の二倍迄と限定する, 銀準備は市場より回収せるもの及幣制改革益金を含む, 銀の輸出を禁止。

◎一九三六年四月二十六日付法,
銀貨の回収, 銀貨の輸出禁止, Paper Peso を無制限通用法貨とす。

◎一九三六年九月三十日付法,
上記銀貨回収規定撤廢, 銀貨の自由流通を復活。

現行法・輸入爲替買入制限, 資本輸出税法等あるも一般的に觀れば爲替管理と稱すべき法令はなし。

但し中央銀行 (Bank of Mexico) は必要に應じ何時にても爲替制限法を實施し得る權能を賦與されて居る。

爲替相場

Silver Peso の對外相場を紐育で維持。

一九三六年中は 27.85 cents U. S. C. 倫敦では 18.90 to 17.25 per £.

機構

國庫,
銀行局 (National Banking Department)

(Con'd)

【輸 入】

輸入業の登録・墨西哥に居住する箇人又は團體にして 50,000 Peso 以上の資本あり、所得税納入者登録あるものは外國から購入した商品代金支拂の爲め爲替を買入れ得、下記の資本輸出税を免除す、但し商品は爲替買入後六ヶ月内にメキシコへ到着するを要す。

以上の資格なき輸入者は輸入商品代金決済の目的で買入れた爲替を六ヶ月以内に使用すべき點に付き適當な保證差入を要す。

手形取立と Peso 貨・

一九三五年四月二十六日法で Paper Peso を無制限法貨とした結果手形引受人の主張に依つては取立銀行は期日當日の相場で換算した Peso 貨對價を受入れることを餘儀なくされる。

資本輸出税・

一九三六年八月二十九日法で輸出資本に對し 4% を課税す、此の税金は一切の形式の輸出資本元金に賦課す、但し下記の場合を除く

- (1) 墨西哥諸銀行の普通取引に依る海外送金、但し銀行局の認可を要す
- (2) 既に墨西哥へ輸入済又は六ヶ月以内に輸入される商品代金にして爲替取引となるべきものの送金、場合に依つては Treasury の認可を経て六ヶ月迄期間を延長し得
- (3) 墨西哥からの輸出商品金額、輸出者は後日輸出代金が六ヶ月以内に現金又は同價額商品となつて歸還したことの舉證書類を當局へ提出するを要す、特殊の場合 Treasury は此期限を更に六ヶ月を超へざる期間限度まで延長し得
- (4) 外國政府又は外國會社發行の證券、但しメキシコ國內でメキシコ貨で賣買せられざりしものに限る
- (5) 保険料、運賃の海外送金、メキシコへ輸入又はメキシコから輸出した商品關係にして Treasury の許可を得たるもの
- (6) 外國資本の歸還、メキシコへ輸入されて十ヶ年を経過せざるもの
- (7) 墨西哥聯邦政府公債元利償還金の海外送金
- (8) 同上外交官、領事及其の代の國家代表者の給料及經費の海外送金
- (9) 墨西哥に於ける外國外交官領事官の海外送金
- (10) 保險會社の保険料海外送金、但し一會社の送金總額はメキシコに於ける會社が保險法所定期間内の填補支拂金及損失金の總額を超過せざることを要す
- (11) 墨西哥にある保險會社の海外で支拂ふべき損害又は填補金の送金
- (12) 墨西哥にある保險會社の再保險料支拂の爲めの海外送金
- (13) 運送會社の運賃、旅客運賃等及メキシコ觀光獎勵費の海外送金。

Aug. 1937.

【關 稅】

一九三七年十二月三十一日付官報を以て輸入税の大引上を公布し本年一月二十一日より實施することゝなれり、而して公布前積出されたる貨物には舊税率を適用す、當税率の適用を受くるものは主として雜貨なるが、其の目的は現在の在外正貨の手薄に鑑み爲替相場維持の爲四月末日迄の輸入品には高率なる課税を爲し五月一日以後の分は四月末日迄の輸入税の大體半額と爲すにあり。

絹及人絹原絲の輸入許可制、

一九三七年六月八日付統令、

- a. 輸入は經濟省の特許を要すること。
- b. 現在國內營業中の工場にして 25% 以上の絹及人絹を原料とする製品を製造するものは三十日以内に登録を要す。
- c. 本令施行後二ヶ年間は前項工場の施設變更は許可を要す。

低加洲關稅自由地域、

低加洲チワナ及エンセナダは從來から關稅自由區域であつたが、同洲の開發及經濟狀態改善の爲め一九三七年六月から此地域擴張を行ひ、低加洲米國々境から三十度緯線に至る半關稅自由區域を設定することとなり、六月十日付統令公布、期限一九三七年一月以降十ヶ年。

爲替管理

グアテマラ (Guatemala)

Monetary unit: Gold Quetzal. ・米貨と同一,

June 1937.

爲替管理・施行せず。

貿易制限

グアテマラ (Guatemala)

June 1937.

【沿革】

貿易調節は主として關稅に依る、現行制は一九三五年一月二十八日付及一九三六年一月二十五日付統令に基く。

【關稅】

上掲二統令で關稅附加稅設定・

貿易逆調國にしてグ國への輸入が一九三四年度に比し十割以上増加した國の原産品に對しては十割の附加稅を課す、但し珈琲買付額以下なるときは免除す。
現在日本、加奈陀、墨西哥、ホンヂユラス、亞爾然丁、パレスティン等に適用される。

對日協定・

一九三五年一月の協定に依る。

日本はグ國天産物及原料品を買付け、グ國政府は日本の買付けた國産品の價額に相當するだけ日本品の附加稅を免除す。

但し買付は一口二萬ケツアールス、一ケ年三十萬ケツアールス、以上のこと。

爲替管理

ホンデュラス (Honduras)

Monetary unit: Gold Lempira, 0.836 grams of gold, 900 fine.

Par of Exchange: 1 Lempira @ 50 cents U. S. C.

June 1937.

【沿革】

一九三四年三月二十七日付法で爲替管理法公布、同年六月一日より実施。

【機構】

爲替及幣制委員会 (Committee for the Control of International Exchange and Stabilization of Monetary System).

【爲替相場】

公定相場・爲替委員会は各種爲替相場を公定する。

【輸出】

爲替買上・輸出から生ずる一切の爲替は全額を爲替委員会へ譲渡するを要す。

【輸入】

爲替割當・爲替委員会では毎月爲替可能量を査定の上先づ輸入爲替へ割當高を決定、残額あれば貿易外送金需要に充てる。

但し金探掘者へは爲替割當に優先権を與ふ。

爲替許可・爲替委員会へ申請、同委員会で許可を與へた場合は許可證を發行、その日付から營業日數十日以内に爲替買入を實行するを要す。

前拂送金・Cash basis で輸入する際前拂送金を必要とする場合は爲替申請に當り適當な保證書を差入れしむ、爲替委員会の指定する如き合理的期間内に荷物を輸入すべきことの保證なり。

無手形輸入・

當座勘定に依る輸入者は國內で爲替を使用せぬことに付き保證書を差入れしめる。

小包郵便での輸入・

米貨十五弗又は同價格以内の爲替に對する送金は許可を必要とせざるも、送金手形で決済する場合は在外積出人を受取人として振出すべし、(編者註・持參人拂を禁止する意なり)。

ホンデュラス

(Con'd)

【一般】

貿易外爲替の取得・

輸出以外の取得爲替も原則として特許銀行へ賣渡を要す、相場は爲替委員会が決定する買上相場に依る、豫め委員会の認可を得て第三者に賣却することも出来る。

營業資金の送金・

在外本店、代理店、出資者又は支店出張所宛資金の送金は爲替委員会の特許を要す。

米貨紙幣の輸入禁止・

従前の規定を廢止、今後米貨紙幣は國內法貨とならず、爲替委員会の許可なき限り輸入禁止。但し遊覽客及旅行者は携入し得るも、その賣却は特許銀行に限る。

貿易外送金・

爲替委員会は毎月輸入爲替割當高を決定した後殘高を主として下の順序に依り送金爲替に充當する

- a. 共和國の在外公館費用
 - b. 共和國に公式駐在を承認せられ居る外交團員及領事團員の國外送金
 - c. 外國領事館の收入
 - d. 利息及配當
 - e. 在外國民の歸還、在內移民の歸國旅費及その必要已む得ざる費用
 - f. 契約に基き外貨で支拂ふべき給料及賃金
 - g. 海外在住家族への送金
 - h. 保險料の支拂
 - i. 在外學生への送金
 - j. 海外旅行費、フィルム賃借料又は買入代金、その他正當にして投機的ならざる目的の送金
- これは爲替可能の範圍内で許可す。

【關稅】

一九三七年十二月二十一日新關稅法公布、三十日後實施・

該法律は最低、中間及最高の三稅率を設け

- (1) 最低稅率は現行稅率と同じにして「ホ」國輸入の少く共五割に相等する同國物産を買付くる國に適用し
- (2) 中間稅率は普通稅率に二割五分の附加稅を課し
- (3) 最高稅率は普通稅率に五割の附加稅を課すものにして「ホ」國産物の買付が二割五分未滿の國に適用す

最低稅率適用國—米、佛、蘭、白、墨及中米諸國

中間稅率適用國—環國

最高稅率適用國—其他の國。

爲替管理

サルバドル (El Salvador)

Monetary unit: Colon, 836 miligrams of gold, 900 fine.

Par of Exchange: 50 Cents U. S. C.

June 1937.

一九三一年十月九日金本位離脱。

米貨は幣種の如何を問はず總て法貨となつて居る。

爲替管理・施行せず。

貿易制限

サルバドル (El Salvador)

June 1937.

【沿革】

貿易調節は主として關稅に依る、現行制は一九三四年七月三日公布法である。

【關稅】

現行制一附加稅のこと。

- (1) 貿易が輸出入同額なるか又は出超となつて居る相手國には本稅率表適用
 - (2) 入超七割五分以下の國に對しては一割五分の附加稅を課す
 - (3) 入超七割五分以上の國に對しては二十割の附加稅。
- 但し政府が必要と認むる貨物には減稅する、又サ國貨物に對し輸入制限をなす相手國に對しては(2)及(3)を適用す。

對日貿易・

本邦は上項中最惡條件の(3)を適用されることとなり、主要輸入品である綿絲、綿布は近年激減するに至つた。

Monetary unit: Gold Cordoba. 米貨と同一、

Sept. 1937.

【沿革】

- 一九三一年十一月十三日為替管理法實施。
- 一九三二年九月九日付法、為替委員會構成。
- 一九三六年十月十五日付統令に依り改正。
- 一九三七年八月二日法、新管理公布。
- 同 八月三日付統令、為替管理委員會官制公布。

【機構】

- 為替委員會 (Commission of Control of Exchange). 一九三七年八月三日付統令で改組。
- 為替統制官 (Controller of Exchange).
- 為替委員會は毎週水曜日召集、必要の場合臨時會を開く、過半数票決に依る。
- 為替統制官は大統領任命、その下に Delegates を置く、委員會の下に為替管理の實施に當る。
- 中央銀行 (National Bank of Nicaragua).

【為替相場】

- 公定相場・賣買共為替委員會で決定、米貨に對する Centavos de Cordoba を基準とす。
- 但し最高限度は 2 Cordobas per U. S. \$.

【輸出】

- 許可制・為替委員會の許可を要す、輸出代金の手取金為替がニカラガに回金せらるべきこと、之の為替が中央銀行へ賣渡されたる又は賣渡さるべきことの保證ある場合にのみ許可す。
- 為替の賣上・輸出為替は中央銀行に限り賣渡すべきものにして、その爲め為替委員會は關係者から下の書類を要求す
 - a. Irrevocable letter of instruction. Shipper に宛てたものにして、船積書類の Original, Duplicate 共全部を船積終了即時 National Bank of Nicaragua へ交付すべきことを記載せるもの
 - b. Irrevocable letter of instruction. 注文受者又は在外代理店宛にして、輸出の手取金を National Bank of Nicaragua へ交付、且つ同行へ賣上勘定書若くは取引計算書を交付すべきことを特定せるもの輸出が Shipper の直接積出である場合は關係手形を同行の Order とすることのみで足る。

(Con'd)

(輸出のツツキ)

- e. Letter of instruction にして National Bank of Nicaragua 宛となり關係者間協定條件の下に取引を取扱ふこととなり居るもの。
- 中央銀行は賣上勘定書又は計算書を受入れた上當日の為替委員會所定相場で換算、為替税并に銀行手数料を差引きたる上 Cordoba 代り金を輸出者へ支拂ふ、同行自體の勘定として實行した商品又は生産品の輸出為替も又同様の為替税を控除す。

【輸入】

- 輸入者資格・輸入は商人又は工業會社にして商業登記を完了せるものに限り申請し得、商人以外の會社、商館又は個人は單に自社の工業用、消費用又は個人使用に限り輸入を申請し得。
- 許可制・統制官は為替可能額の範囲内で為替需要を許可す、許可は為替取引の資格あること、需要理由を舉證したものに與へる。理由は外國より商品の輸入保険料の支拂、旅費、その他正當な負債支拂に限る。
- 為替委員會は必要に應じ商品の輸入を為替可能額以内に制限し、商工業必需標準に従ひ輸入商品の分類を決定す。
- 為替申請に當つては必要な舉證書類を呈示するを要す、海外商品又は生産品を輸入せんとする者は先づ為替委員會から事前許可を得ることが必要である。
- 在外ニカラガ領事は輸入許可證がなければ Invoice に査證せず、税關も又通關を許さず。
- 許可申請形式・申請書には下記を記載のこと
 - a. 注文宛先の社名及アドレス
 - b. 商品原産國
 - c. 商品の到着豫定日
 - d. 輸入港
 - e. 荷受主が許可申請者以外の場合はその姓名
 - f. 商品價額、原産國貨幣に依る表示
 - g. 商品の詳細。
- 許可を得た輸入の取消、價格又は數量の増減の場合は直ちに委員會へ報告するを要す。
- 許可の有効期限・發給の日から九十日限、期限を過れば別に通告を用ひず消滅す。

【一般】

- 米貨のこと・米貨は法貨として國內に自由流通を許す、但しその輸出は中央銀行に限る。
- 旅行・海外へ旅行するものは米貨二百弗又はその對價迄は自由、以上は為替委員會の認可を要す。

(Con'd)

一般のツヅキ

入國者にして上記以上の外貨を有するものは到着の際税關へ申告、證明書の下付を得ざれば出國の際携出出来ず。

許可制・一切の取引は爲替委員會の許可を経たる爲替であることを要す。

國家の常態必要以外の爲替若くは投機と考へる爲替取引は許可せず。統制官は必要な書類帳簿等の提出を要求し、検査することを得。

統制官は對外支拂勘定の状況に従ひ爲替供給を制限す、毎月十日官報に前月の爲替需供状態の詳細を發表。

金の自由取引禁止・國內に於ける金取引は一時禁止、市場所在金塊の賣買、産金の買入は中央銀行に限る、買入に際しては當日の世界金價格に従ひ國貨を支拂ふ。

爲替取引の中央銀行集中・國內に於ける外貨爲替、外國貨幣の賣買は中央銀行に限る。同行は爲替管理規定に従ひ賣買所定のプレミアムを徴收す。日々賣買額は統制官へ報告。

爲替税・中央銀行の賣買爲替には 7.5% の爲替税を課す。

但し政府の外債關係その他の公用爲替買入取引は除外。

上記爲替税は第一に現存商業凍資の解消に充當す、第二に爲替委員會所定の給料及費用に充當、殘高は政府の一般收入とす。

外資の輸出入・國內に資本を輸入、投資せる者、又は將來鑛山その他の工業の開始、更新若くは繼續の爲め外資を輸入すべき者に対しては、右資本額の返送資本利息乃至利益送金の爲めの爲替買入特権を與ふ。

凍資 (財源・爲替税参照)

大藏大臣は海外債權者との協定に必要な手續を採る。その結果如何に拘らず爲替税の積立勘定は即時開設せしむ。

管理當局に凍資解消に付き海外債權者との交渉権を興ふ。

債務は取立濟手形にして Cordoba 預金として現存するものに限り、且 U. S. \$ 2,500,000 を限度とす。

條件は、

- a. 即時拂、金額の 10% 迄
- b. 毎四ヶ月賦拂、一回限度 U. S. \$ 180,000.
- c. 期限は五ヶ年を超へぬこと
- d. 利息限度 4% p. a.

承諾債權者数が實行に可能な程度に達すれば實施、國家の債權者として承認各行保有預托金を中央銀行に集中、相場は @110% Cordobas to U. S. \$ 割賦拂に対しては約手發行。不承諾者に対する處置は爲替委員會が擔當するも承諾者團との契約實行を妨げざる方法に依るべし。

貿易管理・特殊制限なし。

Monetary unit: Gold Colon, 0.0778 grams gold of, 900 fine.

Par of Exchange: 1 colon @ 46.5 cents U. S.

June 1937.

【沿革】

一八九六年の貨幣法に依る Gold Colon は現在市場に影を沒し、流通貨は銀、銅貨のみなり。

一九三二年一月十五日以降爲替管理法施行。

一九三五年二月二十三日法で中央銀行内に輸出管理局を設置。

【機構】

爲替局 ((Exchange Control Board).

輸出管理局 (Board of Control of Exportation of Products).

中央銀行 ((Banco Nacional de Costa Rica).

特許銀行・兩替を除き爲替賣買は一切特許銀行を経由するを要す。

【輸出】

許可制・輸出は事前許可を要し、許可證は輸出手取外貨爲替を管理規定に従ひ必ず政府へ讓渡する旨の保證書を差入れしめた上發行。

爲替買上・輸出者又はその他の外貨保有者は取得より六十日以内に爲替局、又は銀行へ、若くは輸入者へ賣渡すことを要す。

輸入者の場合は爲替買入に付き管理局から認可を得たものであることを要する。

外國紙幣及貨幣の賣買は自由なり。

(Con'd)

【輸 入】

注文登録・一九三七年一月一日以降輸入者は海外へ注文を發する前に爲替局に登録するを要す。登録を怠つた場合は爲替許可を得る上に延滞を來す。

許可制・輸入手形の爲替決済は許可を要す、許可證は五日間有効。

爲替供給・

特殊銀行は輸出者より爲替を買入れた後、爲替局又は大藏省から認可を得た者へ賣渡す。

之の爲替は又爲替局の許可を得て自行の保有する輸入外貨手形決済に充當することを得。

貿易管理、特殊制限なし。

對日貿易・

一九三七年本邦視察團來朝せり、日本中南米輸出組合聯合會にて棉花試作農場經營中。

Monetary unit: Gold Peso, 0.9873 grams (0.8886 grams fine).

Feb. 1937.

一九一四年十一月七日の貨幣法に依る Gold Peso は米貨と同一にして 1.6718 grams gold (1.5046 grams fine) なり。

一九三四年五月二十二日平價切下。

爲替管理、施行せず。

輸入手形上の注意・舊來の關係から米貨拂の場合は Cuba Dollar の拂込を主張されることあるを以て過誤を避ける必要あり、手形面には支拂貨幣々種を "United States Dollars" と明白に記載する必要あり。

June 1937.

貿易調節は主として關稅に依る。各國との通商條約は國情柄英米に對する特惠に偏する傾向あるを免れず。

【機 構】

ダンピング取締委員會。

【關 稅】

最低、中間、最高の三稅率に分ち、相手國との貿易傾向に従ひその何れかを課す。但し米國品のみは特惠率を興ふ、之は最低稅率よりも稍低し、又甚しき片貿易の國に對しては最高稅率の外にダンピング稅を課す。

最低率・その國への輸出が五割以上に達する國へ適用。

中間率・輸出が二割五分から五割迄の國へ適用、最低稅率より25%高なり。

最高率・右の率が二割五分以下の國へ適用、最低率の十割増。

附加稅・一九三六年四月十三日公布統令。

貿易逆調國に對しては最高低兩稅率の範圍内で附加稅を課し得る。

ダンピング稅・政府はダンピング防止委員會に諮り廉賣品に對して最高稅率の引上、即ダンピング稅を課し得。

【輸入割當】

上記一九三六年四月十三日公布統令で爾後一切の輸入商品を割當に依り制限し得ることとなつた。

(Con'd)

米玖特惠條約・

一九三五年八月二十五日調印の米玖互惠條約に依り米國品には最低稅率より約三割乃至五割低率の特惠稅率を興ふることとなつて居る。

英玖條約・

一九三七年二月十九日調印、關稅特殊協定の外英國保險會社の保護、英企業會社の外國人使館制限緩和、ハバナ鐵道及レグラ倉庫に對する玖馬政府の協力保證を含む。

對日貿易・

現在最高稅率の適用を受く、外に一九三五年五月四日付統令で邦品にダンピング稅を課することとなつて居る。

爲替管理

ハイチ (Haiti)

Monetary unit: Gourde.

Par of Exchange: 1 Gourde=20 cents U. S.

June 1937.

爲替管理・施行せず。

貿易制限

ハイチ (Haiti)

June 1937.

【沿革】

關税に依り貿易調整を計る、現行法は一九三五年四月十八日法なり。

【關税】

一九三五年四月十八日付法・

(1) 最低税率の適用

- a. 最惠國條款あり、特に大統領令で指定する國
- b. 最低税率適用に關する特別條約を有する國及無條件最惠國條款を有する國
- c. ハイチ國産品に對し無條件に最惠國待遇をなし且一九三二/三年にハイチ國總輸出額の1%以上を輸入せる國又は同年度にハイチへの輸入が總額の0.5%を超過せざる國、(日本へ適用されて居る)。

(2) 最高税率

前項Cの輸入額に達せざるか又は輸出額を超過した國の産品には最低税率の10%を附加す。

爲替管理

ドミニカ (Dominica)

Monetary unit: 米貨弗を本位貨として採用,

June 1937.

爲替管理, 施行せず。

貿易制限

ドミニカ (Dominica)

June 1937.

【沿革】

貿易調節は主として關稅に依る。

一九三五年三月十三日付法に依り輸入外國商品に特別稅を課することとなつた。

【關稅】

一九三五年三月十三日付法律八五四號に依る特別稅・

本稅は内國稅務局に於て輸入業者提出の申告書又は積荷明細書に課稅される一種の内地稅なるも本質は關稅なり, 本稅を課する品種は二百五十三種に達す。

日本品の内綿織物は從價一割, 人絹及絹織物は從價二割五分と規定。

Monetary unit: Gold Peso.

Par of Exchange: Gold Exchange Standard (下記)

Aug. 1937.

【沿革】

一九〇七年六月十二日法で本位貨を Gold Peso とし英貨の五分の一と規定、英國の金本位離脱後米貨へ Link. 1 Peso=95.01 cents U. S. としたが、一九三六年中の對米相場は 53.75 cents から 51.25 cents であつた。

一九三一年九月二十四日付為替管理法公布。

【機構】

為替委員會 (Exchange Control Commission).

為替局 (Exchange Control Board).

中央銀行 ((Banco de la Republica).

一九二三年七月二十三日創設。

共和國大統領は一九三七年八月の統令に依り為替及輸入制限法更改の権限あり。

中央銀行は為替賣買を独占す。

【為替相場】

公定相場及自由相場併行。

公定相場は現在約 Pesos 113 per U. S. \$ 100.

【輸出】

為替買上・輸出者は外貨手取金の12%を中央銀行へ譲渡する義務あり、相場は公定相場に依る。

残高は為替委員會から外貨手形買入の特許を得た者に自由市場で賣却し得。

(Con'd)

【輸入】

事前許可制・一九三六年八月以降一切の輸入は豫め許可を要す、許可申請に當りては注文書二通を管理當局へ呈示、當局は之れに許可の旨裏書す、之の内一通は輸入者保留、一通は賣人へ送付、賣人は關係荷物積出地のコロンビア領事へ呈示す、之の許可證がなければ領事は領事送り狀に署名せず。

為替申請・為替手形附屬船積書類を添付、船荷證券、商業送り狀 Original、領事送り狀、原產地證明及保險證券又は Certificate、小包郵便の場合は郵便局領收證、關係買人注文書寫、又は賣人の承諾書寫を要す、船荷證券と領事送り狀の寫は記載事項の正確に付き船會社又は關係荷物發送者の證明を必要とす、各取立手形毎に商業送り狀の Original 署名済分二通を必らず添付する要あり。但しその一通を直接手形引取人へ送付した場合にはその旨手形添付分に記載すれば足る。

輸入制限國とその諸國品の輸入為替・

一九三六年十一月十一日統令で公布、埃太利、支那、チエツコスロヴァキア、丁抹、獨逸、伊太利、日本、シヤム、ソ聯邦、その他の諸國に對しては輸入制限手段を講ずべきこと、之等諸國からの輸入為替は中央銀行が輸出者宛又は手形被裏書者である取立銀行宛發行する外貨手形で決済すべきことに限定した。

故に之等諸國よりの手形のペソ貨經由決済は禁止。

獨逸經由輸入品・

獨逸原産品はライヒスマーク決済に限る

獨逸原産でなきも獨逸諸港で船積され、又獨逸國籍船で運送された商品に關する運賃、保險料その他の諸掛支拂はライヒスマークに限る。

ペソ貨の預托と手形法・

税關は手形期日の少し前に引受人の便宜を計つて船積書類を返却する、引受人は之れを管理當局へ提示、期日にペソを預托す、ペソの預托は引受人を免責する。同時に後日決済に當り為替差金を生ずるもそれは振出人の負擔となる。

コロンビア向手形の取立發送に際しては振出人は取立銀行へ(1)期日不拂の場合でも拒絶證書を作成せずその儘保留すること、(2)ペソ預托の要求權を拋棄する旨を豫め指圖するを得策とす、コロンビア法では手形期日不拂の時拒絶證書を作成せずとも手形債權行使に支障なし。

(Con'd)

【一般】

コルレス取引禁止・

一九三七年一月二十五日付統令、国内銀行は輸入商品爲替の取立高以外はペソ貨を以て在外コルレス勘定を貸記することを禁ず、又爲替委員会の許可を得ざれば在外コルレス勘定に依る国内支拂をなすことを得ず。

送金許可・一九三六年十二月十七日統令で爲替管理委員会は下記送金に一定の條件で許可を與へ得

- a. 株式配當、海外在住の外人株主にして、一九三六年一月一日以降コロンビアへ投下資本の利益から生じた配當
- b. 俸給及經營費、海外在住の會社取締役及役員に支拂ふもの
- c. 利息及債務の元金返済賦金、コロンビアにある會社で海外拂の契約の分金及白金鑛山會社は他の統令で同様の特権あり、本令を適用せず。

送金制限・一九三七年一月二十五日付統令、

国内銀行、工業、農業企業の外國人使傭人は在本國家族扶養の爲め給料の20%迄を送金するを得、但し之れは下記印紙税を免除す。

海外送金印税・一九三二年法律十二號で以後海外向手形には總て20%の印税支拂を要したが一九三七年一月二十五日付統令で10%に減額。

貿易管理、特殊制限なし。

對日貿易、

日本・コロンビア通商條約は一九三五年四月末にて失効、同年五月一日から六ヶ月間日本品輸入を101,000ペソに限定、跡對日輸出額に對してのみ許可することとなつたが、此統令期限後一對一の求償制となつた、新條約交渉は尙進捗せず。

Monetary unit: Sucre, 0.300933 grams of fine gold.

Sept. 1938.

【沿革】

現行貨幣法は一九二七年三月四日付の Kemmerer 法なり。

當國は近年爲替制限若くは爲替管理を再三改發したが一九三六年七月三十一日法で再び相當嚴重な管理を実施するに至つた。

然るに国内經濟事情の改善と爲替管理の廢止要望とに促された由で、一九三七年七月三十一日付統令を以て上記管理法を全廢、僅かに一部の輸入制限を止むるのみとなつた。

舊法の概要下の如し。

爲替管理委員會を實施機關とし、爲替保有を中央銀行に限定す

輸出・許可制にして爲替全額を中央銀行に讓渡

輸入・事前許可制、許可證發行には25%の供託金を要す

爲替供給は商品別及相手國別に從ひ標準を異にす、不必要品には爲替プレミアムを課す

送金・利息及利益金送金は申請受付後六ヶ月以内に許可する方針。

以下新規定の概要なり。

【輸出】

自由・中央銀行は舊令に從つて受入れた輸出手形を返還するを要す。

【輸入】

輸入税・アメリカ大陸諸國からの輸入品にして本令施行後十日以後に到着するもの、他大陸諸國のものは同二十二日以後に到着するものは輸入税及附加税を米貨で支拂ふべし、Sucre との換算相場は大藏大臣の定める所に依る。

許可制・新令第六條に必需品として許可を要せざる品目を列擧するが殆んど一切の普通商品を含む、結局許可を要するものは国内生産品と同一性質のものに限定するに過ぎざる方針にして、輸入は殆んど自由となつたと考へ得べし。

尙不要許可品々目類別の凝義に付ては大藏大臣が裁決することを規定す。

輸入許可の申請には之迄の如く保證金供託を要せず、但し爲替委員會は費用として從價1%を徴收す。

Sept. 1937.

【關稅】

關稅增徴法・一九三五年五月十日統令、同年四月三十日より有効、相手國への輸出が當國輸入の五割に達せざる場合は、五割に達する迄はその國より輸入の綿布・タオル・その他十四品目に對し二割乃至五割程度の關稅增徴のこととなつた。

一九三六年二月十三日付法令、輸入額の七割を買はざる國に對しては五割を増徴することとなつた。

【對日貿易】

一九三五年五月十日付統令は邦品へ適用を免除されたが、一九三六年二月十三日付統令は遂に適用されるに至つた。

本邦側の交渉の結果一九三七年八月三十一日付統令で上記適用は再び免除されることとなり、外に同統令で邦品中無許可輸入品目約三十種を規定した。

Monetary unit: Bolivar.

Par of Exchange: 公定相場,

June 1937.

【沿革】

一九三六年十二月一日付統令で輸出補助金制公布、(輸出の項参照)。

一九三七年二月爲替統制局を設置、石油爲替及天産品爲替の配分を統制して爲替管理の一部を実施することとなつた。

當國爲替市場の状態は最近大分著しい變化を見せて居る、一九三六年末迄は國內石油會社は政府との協定に従ひ毎 Working day に銀行へ U. S. \$100,000—乃至 U. S. \$102,000—を賣却、銀行は @ 3. Bolivares 90 で買ひ、@ 3. Bolivares 93 で賣却した。石油以外の天産物爲替は自由に賣却、@ 4.—から @ 4.20 であつた、輸入者は石油爲替の不足したときは天産物爲替を買ふ外はなかつた。

最近石油會社は爲替賣却を差控へるに至つたが、天産物爲替の出廻潤澤となり、政府は一九三七年四月以降下記輸出補助法に依る特定輸出品爲替を統制、@ 3.50—3.53 次で 3.09—3.7 に引下た。

石油爲替も又同一相場に依る。

【機構】

爲替統制局 (Exchange Controlization Office).

中央銀行 (Banco de Venezuela).

外に産業省 (Ministerio de Fomento). は通貨擁護上必要と考慮される一切の爲替管理手段を採る権能あり。

【爲替相場】

公定相場・中央銀行の公表する賣買公定相場にして、特定輸出品爲替の賣買に適用。

自由相場・以外の天産品の輸出爲替市場に行はれる賣買相場。

(Con'd)

【輸出】

輸出補助金と爲替買上・

一九三六年一月十七日付統令を以て特定國産品輸出に對し補助金を交付。此補助金を受ける爲には輸出者は輸出取引から生ずる外貨爲替を中央銀行に譲渡すを要す。

中央銀行は之の買上爲替の50%を國內銀行へ賣却す、統令は又必要の場合に上記國産品輸出補助金の交付を受けざるもの輸出爲替をも管理すべき適切な手段を採るべきこと、その他一切の爲替取引を管理する法律を公布すべきことを規定する。

【輸入】

爲替配給・

中央爲替統制局は天産品及石油爲替を共に @ 3.90 で買上げ、此内より政府の所要として50%を引去、殘高を各行に @ 3.91で賣却、各行は之を @3.93で得意先に賣却する。

各行の quota は前以て決定す。

最近以上の公定相場を引下げたことは上記の通りである。

自由市場・

石油及上記特産品以外のものは自由市場へ賣却、輸入者にして爲替配給を得られぬ場合は此爲替に依つて決済す。

長期輸入抑制・

一九三七年五月十二日爲替局は通達を以て輸入爲替は正常現實所要に限ることとした、之れは短期内の決済を意味すること故今後の注文に對する送金、若くは長期決済手形を含まず、之の爲め銀行は爲替賣却手控、 Unofficial Market の需要が多くなつた、現在 official @ 3.19. unofficial @ 3.40.

June 1937.

關稅は一般的にして差別的ならず。

一九三六年一月二十七日付統令、補助金の交付、

- a. 珈琲栽培業者に對し輸出珈琲一袋 (46 kg) に付 15 Bolivares.
- b. カカオ栽培業者へ、輸出カカオ一袋 (50 kg) に付 10 Bolivares.
- c. 砂糖栽培業者へ、粗糖百斤に付 6 Bolivares.
- d. 下記商品生産者へは船積港に於ける從價25%に當る補助金を支給
家畜、皮及其他の畜産物、木材及其他の林産物、
油質種子及其產品、果實及菜根、
ラム酒及アルコール、玉蜀黍及其產品、
- e. 外にヴェネズエラ銀行は國庫勘定にて珈琲三十萬袋カカオ十萬袋を市價にて買収輸出、收益を政府の外國拂資金に充當す。

Monetary unit: Gold Sol, 42.1264 centigrams of fine gold.

Oct. 1937.

現行 Gold Sol は一九三一年四月十八日法に基き舊金貨の十分の一なり、但し之の新金貨は鑄造されず。
一九三二年五月十八日金本位停止せるも他の南米諸國の如き爲替管理を施行することを中止した。
對米貨法定價格は 28 cents U. S. C なり、即 Sol を 40 cents U. S. C から之れに切下げたこととなる。

Oct. 1937,

【沿革】

貿易調節を主として關稅并に綿布、綿製品の輸入割當に依る。
一九三五年五月十日付統令、綿糸布及綿製品の輸入制限。
一九三六年一月八日付統令、關稅改正。

【輸入割當】

綿布、綿製品輸入制限・

一九三五年五月十日統令で日、英、米、伊、獨等の主要輸入國に對し一九二九年度輸入量を標準として割當高を決定したが一九三六年一月九日付統令で日本以外の諸國は全部撤廢せられた。

對日綿布綿製品の輸入割當・紳士協定・

秘露政府は一九三六年三月二十八日付統令で日本品割當を撤廢、表面上差別待遇を除去したが、同時に在秘日本綿糸布輸入業者團體は秘露當局の希望を容れ一年間綿布及綿製品の輸入最高限度を 612,714 kilog. と決定、此數量を團體員に分配割當、自發的制限方法を探ることとなつた。

但し此の内には各種瓦斯木綿糸等四十八種の除外自由輸入品を含まず。

一九三七年度、

昨年度の對日割當 612,000 疋に付いて交渉の結果四月二十四日舊協定を更に六ヶ月延長し、同時に輸入品割當に包含されて居た靴下、ハンケチ等を自由輸入品目となさしめ、これに依つて年額約十五萬疋の綿製品増加となつた。此暫定取極有効期間は一九三七年十月一日から一九三八年十二月末日迄。

Monetary unit: Gold Peso, 0.183057 grams of fine. gold.

Par of Exchange: 現在 @ 1½d to 1 Peso or 96 Pesos to 1£. June. 1937.

【沿革】

一九三二年四月金兌換停止。
平價切下・Originally @ 6d. 一九三二年四月, @ 3d (0.091529 grams of fine gold). 一九三四年十二月三十一日, @ 1½d.
一九三一年七月三十日以降為替管理施行。

【機構】

為替委員會 (Commission of International Exchange).
為替管理局 (Exchange Control Board).
中央銀行 (Central Bank of Chile).
特許銀行

【為替相場】

現行為替相場の種別 (最終項参照)。
公定相場・別に公式發表なきも現在 19.30 to 1 U. S. \$ となり居れり。
公定相場の適用を受ける取引及現在市場に行はるる為替相場は別記の通りなり。

【輸 出】

硝石と銅・輸出は共に特別規定に基く、前者は半官の獨占會社に依り經營、後者も又特殊拘束を受けるもので共に普通の輸出為替管理を適用せず。
智利硝石會社は硝石賣上外貨代り金にして自由處分に屬する英米貨を賣出、輸入為替需要者に賣渡す。
為替賣上・硝石と銅を除く他の天産品輸出者は外貨為替の内小額を公定相場で中央銀行へ賣渡、殘額は市場に賣出し得。
買上為替は専ら政府所要に使用、私人の輸入為替に充當するを得ず。

— Con'd —

(Con'd)

(輸出のツツキ)

輸出又は交換為替・(Export Draft 又は Barter Exchange)

輸出者が中央銀行へ賣上げた為替の殘額は許可を得て之を自己の輸入為替に充當し得るが、或は特許銀行を経て第三者へ賣渡すものなり。
但し英米貨にして第三者へ賣渡すものは全部為替委員會へ申告せしめ、同委員會が輸入者への配分を決定す。此相場は時々委員會に於て決定、本年初は 26 Pesos to 1 U. S. \$ であつた。

輸出為替保證・銅、鐵、硝石及沃度以外の商品委託又は諸無替輸出者は下の保證を差入れるを要す。

1. 輸出から生ずる為替は外貨の形式で歸還すべきこと。
2. 之れを中央銀行に讓渡するか又は為替管理局の許可を経て商品を輸入すること。

【輸 入】

為替許可制・

一般輸入者は上記硝石為替乃至輸出為替の買入に依り、或は又それが不可能の場合は下記諸為替で為替を決済する、決済には許可を必要とすること勿論なり。

輸出為替の買入申請に對しては為替委員會は國內工業用原料に優先權を與へ、次に一次必需品、次に藥及藥材の順序となる。

輸出以外の為替買入に際しても許可を必要とす。

通關と為替査證・

不正為替取引防止の爲め税關では取引銀行又は為替委員會が荷物代金外貨為替取得を許可したことに付き船貨證へ裏書査證したものを提示せしめる。

自由為替・非公式為替及金為替の買入決済・贅澤品の輸入、
「一般」の項参照。

新形式と外貨手形・智利法では従前から外貨表示為替手形は期日に當日の為替相場に依りペソ貨を支拂ふことで免責される、一九三二年四月二十日法に依ると一切の外貨債務は仕拂當日の公定為替相場で内國貨を拂込むことで免責され當事者間に之に反對の協定又は債務者の署名した保證書等は効力なし。

(Con'd)

【一 般】

自由又は非公定為替・

輸出以外から生ずる為替にして、所謂 White Washed Exchange なり、之れは特許銀行へ自由に賣渡し得る、輸入手形は之れでも決済し得るが、自由為替と云ふも為替委員会で賣買相場の限度を定める故之れを使用する時でも申告書を提出するを要す、申告は銀行が限度内相場で賣つたことの證明である。委員会は一定率以上で買入ることを許さず、現行 26 Pesos。

金 為 替・

国内産金の賣却から生ずる為替なり、政府は一九三六年十二月以降之れを廢止したが今尙市場に行はる。

絶対必需品にあらざるもの又は贅澤品に屬する商品の輸入は一般に之の為替で決済される。

相場は普通の場合輸出為替の約35%プレミアムである。現在約 35 Pesos per U. S. \$.

外國人の智利貨勘定・為替管理當局の事前承認がなければ国内支拂にも充當するを得ず、但し智利證券の買入は許すものと解釋される。

現行爲替の種別・

上記記述した諸爲替の外に交換、求償協定に於ける取引に適用される爲替もあり。市場に行はるる現行相場の複雑なことが智利爲替の特色なり。

以下各種爲替の性質とその適用を摘記する。

公定爲替・

中央銀行に依り定められること前述の通り。

公定相場の適用を受けるものは、

- a. 中央銀行の買上賣下爲替
- b. 地代、給料、貸借等の外貨契約の受拂
- c. 保険料及保険損害金の支拂
- d. 輸出爲替の買上「クオータ」
- e. 求償勘定、協定に依つて定められた「パーセンテージ」
- f. 銀行の帳尻振替
- g. 國際電信料
- h. 關稅（金ペソ六片規定、紙幣ペソは割増稅附加）

輸出爲替・

普 通

輸出商の強制される公定相場賣上と自由市場相場との差損補償の爲め輸出商は輸出爲替の賣上殘額を、既に許可を得た輸入爲替（自己計算）に充當するか、又は第三者に賣却し得、之の賣却は Cash 取引に限る。

(Con'd)

(現行爲替の種別のツヅキ)

金 為 替

右の外金の賣却輸出爲替あり、金所有者はその全額を公定相場で中央銀行に賣渡すを要す、中央銀行は此際賣人へ外貨拂送金手形を交付、賣上人は此の外貨手形を既に許可を得た商品の輸入（自己勘定）に充當するか、又は第三者に輸出爲替相場で賣却し得。

交換求償爲替・

交換協定

交換協定は智利に凍結債権を有する國であることを第一要件として締結したものである。

此種凍結債務を硝石の代り金を以つて順次解消するもので一定額を凍結債権者に配分す。智利にあつては債務者は未解消凍結債務に相當する智利貨を中央銀行に預托するを要す。

以上に適用する爲替相場は各國別に協定中に特定す。

（現在交換協定ある國は獨、埃、伯、チエコ、西、丁、佛、蘭、伊、瑞典及瑞西なり）。

尙交換協定の大部分は智利から輸入する硝石勘定を右凍結解消の外に新規に智利への輸出に充當すべき率を規定す。

求償協定

求償協定の多くは智利から輸入された商品の全額を智利への輸出に充當することを規定する。此の場合の取引は「輸出爲替相場」に依る、智利からの輸出が相手國からの輸入全額に符合することは常時には不可能である故各箇の輸入取引には智利に於ける輸出爲替相場を充當する譯である。此の状態は特に獨、白、西、佛、蘭、瑞西との輸出入に著しい。

之の相場は普通 Compensation rate と稱せられ、國別に多様の建方となつて居るが、原則として公定相場に對する「パーセンテージ」を以つて表示する。

現在輸出入の殆んど大部分は「輸出爲替」乃至「求償爲替」として決済されて居る。求償爲替が公定相場を基準とする結果、公定相場の變更に際しては求償相場の「パーセンテージ」をその都度變更する必要がある。先般の引下で公定相場は現在一ペソに付き一片半となつたが、同時に求償相場の舊率一二五「パーセント」を二五〇「パーセント」に變更した。

自由又は非公定相場

外國紙幣外貨小切手は爲替管理規定に關係なく又中央銀行へ賣上を強制することなく、自由市場での賣買を認む。

(Con'd)

對日貿易と爲替・

交換協定乃至求償協定を有する國からの輸入品は本項の如く公定相場から一定率を増加した相場で爲替を決済し得る、然るに日本との條約は片貿易調整に有効ならず。輸入の決済に當りては既述の如く、日本の買入れた硝石金高の限度で、而も求償率よりも高率の爲替を買入れることとなる。「輸出爲替」は「求償爲替」よりも尙高率なり。今後の通商交渉に際しては此の點最も注意を拂ふを必要と考ふ。

過去の経過を見るに、一九三四年十二月爲替管理局は日本品の輸入を日本向輸出限度に對してのみ許可すべしと公示した。その後一九三五年に決済協定を提議して來たが成立せず、現在迄の處輸出増進には硝石その他の買付を増加する外なし。

一九三七年四月智利より經濟使節來朝、五月八日八項に涉る決議を見たるも爲替管理に關する一項は單に希望條項に過ぎず。

June 1937.

貿易調節は主として爲替管理と各國との交換求償協定に依り特に重要な直接制限なし。

輸出封鎖國からの輸入・智利からの輸出爲替に自由處分を許さぬ國からの輸入は輸入特許を要す、許可は主として智利からの輸出額を標準とする。

交換協定國からの輸入・爲替許可を得ること中々困難であるので普通の書類以外に原産地證明が必要である。

最惠國待遇條約國からの輸入・之れ又原産地證明にして智利領事の査證あるものが絶対に必要なり。此種條約は下記諸國との間に締結

アルゼンチン、白耳義、ボリヴィア、チエコスロヴァキア、丁抹、埃及、佛國、和蘭、伊太利、日本、ルクセンブルグ、諾威、秘露、西班牙、瑞西英國、米國、

英國からの輸入・英國に對する特惠にして全部に爲替供給を許す。

1. 贅澤品種とならぬもの、
 - a. 荷物が税關に到着後輸入者から許可申請
 - b. (I) 一覽拂の場合は通關前に認可英貨で手形決済
(II) Credit に依る場合は手形支拂以前に通關する際は特別許可を要す。
2. 贅澤品、
 - a. 注文を發する前に許可申請
 - b. 荷物税關到着後更に許可を要す
 - c. 通關前に認可英貨で手形決済を要す。

智 利

(Con'd)

現存求償協定

獨逸……(交換・支拂)	瑞 典………(交換・支拂)
ブラジル……(同)	瑞 西………(同)
西 班 牙……(同)	チエコ・スロヴァキア……(同)
佛 國……(同)	白耳義・ルクセンブルグ……(同)
和 蘭……(同)	

為替管理

ボリヴァ (Bolivia)

Monetary unit: Gold Boliviano, 0.54917 grams of fine gold.

Par of Exchange: 公定相場に依る。

Aug. 1937.

【沿革】

一九三二年以降為替管理施行。
 一九三六年三月三十一日付統令で為替の自由取引禁止。
 一九三六年九月五日付統令で為替取引に付き中央銀行の外下記二銀行に特許を與へた。

【機 構】

為替委員会 (Exchange Control Commission).
 中央銀行 (Banco Central de Bolivia). 一九二九年七月一日設立。
 特許銀行 (Banco Mercantil, Banco Nacional.)

【為替相場】

公定相場・中央銀行及二特許銀行は相場を公定す。
 但し現在政府需要に限り B S. 50 @ 1£ Stg. と定め、此相場は政府需要以外に残高あれば一次必需品の輸入にも適用する。
 銀行相場・公定相場の拘束力なき相場を云ひ之を Bank rate と稱す、一九三六年九月五日統令に依る三銀行のみが取引を許さる、現在 Bs. 120=£1. 位なり。

【輸 出】

許 可 制・錫を除く一般生産品の輸出はその都度許可を要す。
 錫は國內鑛山會社と政府との間に輸出に付いて特別協定あり。
 為替賣上・公定相場に依り賣上げを強制す。但し錫は特定相場なり。
 一般生産品は Bs. 50=£1. の相場に依る。
 全額買上とならぬ場合もあり、割合は時々決定す。

(Con'd)

(輸出のツヅキ)

鑛山會社の爲替賣上強制・

一九三六年九月五日統令に依り國內鑛山會社は外出手形の賣上一定率の爲に附加率として10%を政府へ供給するを要す。之れは會社團から政府へ抗議を招いた、蓋し一九三六年四月會社團は今後爲替賣上率を増加せぬと云ふ條件で三十萬磅を政府に納付して居る。交渉の結果は之の三十萬磅を附加率に充當することとして一九三七年六月三十日迄猶豫、それで全部清算と見て七月一日から新たに徴收することとなつた。

之れに對し政府は一九三七年八月に至り新たに買上率を決定、輸出鑛石の含む純分に從ひ買上率と公定相場を異にする方法を探るに至つた。

【輸 入】

公定相場の供給・

配分統制の効果を擧げる爲め毎月の各種商品及 Service に付き爲替割當を決定す。

政府所要爲替及小麥、ガソリンの輸入に對しては Bs. 80 @ £1. 以外の必需品及普通送金に對しては £1 に付 100 Bolivianos で供給する、要するに政府所要爲替と一次必需品の一定制限量の支拂に充當することを主眼とする。

輸入特許・

輸入は特許業者に限り、且つ輸入業者營業税の滞納なき場合に限る。

輸入商品の審査・

爲替委員會は一定商品と Service の支拂に限り申請を審査の上爲替許可を與へる、贅澤品と不必要品は輸入禁止。

右以外の商品の輸入爲替申請は中央銀行で審査。

信用狀・

發行を許すもその場合には船積證書は總て發行銀行の Order として作成することを條件とする。

爲替申請・

爲替は注文を發する前に申請せしむ、許可の場合は爲替證明を發給、荷物通關の際は之れを税關に呈示せしむ、爲替は荷物到着後に供給。

銀行爲替の供給・

輸出爲替にして政府へ賣上の殘部及輸出以外から生ずる爲替を Bank Exchange と稱す、現在 @ 120 Bolivianos per £ にて許可を得たる輸入爲替の決済に充當し得。

(Con'd)

(輸入のツヅキ)

凍資の決済・

或る場合には銀行は一九三六年七月三十一日付統令公布以前に輸入し目下凍結せる爲替を供給し得、但し一切の通關書類の完備せるものなることを要す。

【一 般】

送 金・個人の爲替需要は爲替委員會に申請、許可を得た場合の爲替供給は特許銀行に限る。

外人預金・内國貨外人預金は輸出品買付及一般の國內支拂に使用し得、但し輸出の場合には送り狀金額の内公定相場を以て爲替委員會へ交付すべき外貨額を引去つた殘高に相當する金高のみに充當し得。

Aug. 1937.

主として爲替管理に依り貿易調節を計る、以下はその前提としての制限に過ぎず。

輸入禁制品・一九三七年二月二十七日統令。

- A. 一切の金屬製家具、コスメチック、ローション、牛肉罐詰、菓子、果物罐詰及ジェリー、巻煙草及莢、普通の硝子器、モーターサイクル、自動車、五十米弗以下のラデオ。
- B. (従前よりの禁止品)、ウイスキー、ブランデー、リッカー、麥酒、棉、麻、毛及絹紡器具、寫眞、バスを除く自動車。

通關制限・

一九三六年十一月一日以降の場合に限り通關許可。

- 1) 代り金支拂が爲替委員會又は特許銀行の供給する爲替に依る商品。
- 2) 輸出が自己保有爲替で買入れた商品、但し自己の再輸出用若くは輸出業務發展に使用するものに限る。
- 3) Santa Cruz, Beni, North Eastern National Colonial Territory 及 Grand Chaco には求償取引を許す。
- 4) 大藏大臣の特許あるもの。

私的求償取引・

前項 2) の外禁止。

Monetary unit: Paper Milreis.

Par of Exchange: 公定相場。

Aug. 1937.

【沿革】

一九三三年十一月二十一日付統令で Gold Milreis 廢止、關稅金貨 Milreis と紙幣 Milreis との比率を 8 Milreis と定む。

一九三一年以降爲替管理施行。

現行制は一九三五年二月十一日付統令に基く。

當國爲替管理の細則は複雑を極め、且従前の例に鑑み變改常なし、以下單に原則の規定の摘録に止む。

【機構】

ブラジル銀行 (Banco do Brazil).

爲替管理局 (Fiscalisacao Bancaria).

重要規定の改廢は Conselho Federal de commercio exterior (通商審議會) の議決に付す。

【爲替相場】

公定相場・Banco do Brazil の公定するものにして輸出爲替買上に適用、政府の外債償還及公用爲替に充當。

自由相場・自由市場に行はるゝ相場。

【輸出】

積出許可制・爲替取引特許銀行へ關係爲替を賣却したことの證認書類を提出せしめた上許可。

爲替買上・重要輸出品は大抵35%を公定相場でブラジル銀行へ賣上を強制、但し獨逸向を除く。

殘額は自由市場へ賣却し得る。

商品に依る爲替買上比率は時宜に従ひ變更することとなつて居る。

伯 刺 西 爾

(Con'd)

【輸 入】

爲替許可・輸入爲替は全額自由市場で決済す、爲替決済に先ち許可を要す、許可を得た上は何れの銀行から爲替を買入るも自由なり。

許可を得るには下の書類を提出するを要す

1. 領事送り状
2. 商業送り状、輸出者が商品価格の正當にして輸出地市場に適合せる旨及原産地に付ての證明に付地方商業會議所、なければ地方商業組合の證明を送り状面に求め、且つその證明に付最寄のブラジル領事が査證したもの
3. 通關書類、關稅支拂を證するもの

手形面金額は領事送り状及商業送り状金額と符合するを要し、不符合の場合は爲替は三者の内最小額に許可す。

運賃、保險料、領事手数料その他の正常な關係費用は送り状中に繰込むことを得。

一覽拂手形の決済・

關係書類の提出前に許可を申請し得、かゝる場合は手形引受人から所定期間大抵四十日位の規定、に所要書類を提出すべき保證書を差入れしむ。

先物爲替と信用狀・同一保證の下に許可を申請し得。

無手形輸入と委託販賣・

當座計算での輸入に對する爲替申請は輸入書類の外に輸出商の作成した當座勘定計算書抄本の提出を要し、後者は出來得る限りブラジル領事の査證ある方よし。

計算抄本は六ヶ月を限り有効。

各箇取引に付ては債權者の證明した Debit Note 又は支拂請求に關する債權者の手紙を以て代用し得。

以上委託性質の商品に關する爲替は賣上以後に限り許可す、申請の際賣上計算書を提出せしむ。

私的求償取引・ブラジル輸出商とその在外支店との間に行はるゝ取引の外は禁止。

封鎖貨幣國及特殊爲替管理國よりの輸入・

封鎖貨幣國乃至自由貨幣國なるもブラジルからの輸入に制限を付する國からの輸入商品は手形が積出國以外の貨幣で振出された場合にても爲替は積出國貨幣に限り決済を許可す。

振出人が封鎖貨幣國に居住する場合はブラジル向輸出品の原産地の如何に拘らず振出地の貨幣のみで支拂を受けることとなる。

之の規定の唯一の除外は獨逸からブラジルへ非獨逸生産品の輸出の場合のみである。

伯 刺 西 爾

(Con'd)

凍結爲替・

一九三五年迄の凍結爲替は各國との交渉の結果、單獨解消乃至條約に依る公債交付等で漸やく解決の方法だけは成立した。

公定爲替供給時代の手形にして引受人が規定義務を履行せざりし爲め現在尙凍結の儘となつて居るものの決済は自由市場利用のみに限る。

【一 般】

資本輸出禁止・資本輸出、その利息、收益、配當金等は原則として禁止す、即輸入以外の一切の爲替は許可を要す。

送金・正常取引の決済にして輸入以外に許可を得ることの常態的に容易なるものは下の通り

- 1) 汽船運賃及旅費
- 2) 海外にある病院又はサナトリウム入院者の療養費
- 3) 書籍及雑誌の購讀料
- 4) 手数料、運賃、仲立料その他にしてブラジル生産品に付きブラジルから輸出に關するもの
- 5) ブラジルにある外國領事館收入
- 6) 在外留學生學費及その他の在外者の生活費
但し學生は特殊學術の學習者に限る。

爲替讓渡禁止・外貨手形は國內に於ける銀行以外の間に賣買を禁ず、ブラジルよりの送金は此の爲め手形使用を許さず、credit note のみに依ることを命ずる場合多し。

外國人の伯貨預金・國內支拂に使用し得。

外貨當座預金・一部の例外を除き原則として禁止。

爲替銀行の業務・

日常爲替業務の報告、爲替持高及一切の賣買は一日毎に毎日報告、£ 100. 以上の取引は總て事前許可あるものであることを要す。

爲替買持の禁止、各外貨幣種通計買持となることを禁止。

Broker 經由、一切の取引は爲替仲買人を經由することを要す。

Aug. 1937.

【沿革】

特殊貿易制限なし。
列強との利害関係も複雑な點から貿易は爲替管理に依り一率に調節する方針を採つて居る。

【關稅】

單稅制にして諸外國に對し差別的ならず。
一九三四年六月十二日關稅全般的改正、從來の金貨建稅率を紙幣建に變更、又各種附加稅を廢止、一律に一割附加稅とした。

【特殊通商協定】

米國・アルゼンチン・智利とは互惠通商條約あり。

求償協定、

智 利……(清算・支拂)

米伯金協定及通商強化協定、

一九三七年七月十五日華府に於て締結

1. 米國は伯國政府の必要とする時期に金額合計六千萬弗に達する金を伯國に賣却する。
2. 爲替平衡助長の爲め兩國の利益を擁護する諸條件に基き弗爲替を利用せしむ。
3. 伯國財政機構改善の一部たる中央準備銀行の設立を容易ならしむ。
4. 現行米伯互惠通商條約を繼續、他國(獨逸を意味す)の行へる爲替形式、政府の補助金下付等に依る競争に對抗するため補足的措置を講ず。

對伊通商協定、一九三七年二月十五日調印、總て求償取引に依る。

對蘭同上、同三月十五日、最惠國待遇及凍資の解消。

Monetary unit: Gold Peso, 1.6129 grams of gold of $\frac{9}{10}$ fine.

Paper Peso @ 44 to Gold Peso. (Figures: Gold Peso. o/s. Paper Peso. m/n.

June 1937.

【沿革】

一九三一年より爲替管理實施。
一九三三年十一月十日、爲替委員會組織、輸入事前許可制、爲替許可制公布。
一九三三年下半年以降自由爲替市場併置。

【機構】

爲替委員會 (Exchange Control Commission).
爲替管理局 (Oficina de Control de Cambios).
中央銀行 (Central Bank of Argentine Republic).

【爲替相場】

中央銀行の定める公定相場、但し市場相場と併行、故に現在三つの爲替相場がある。

- 1) 公定買相場 (約 32 $\frac{1}{2}$ cents U. S. \$. Feb. '37. 英貨 1£に付き 15 Paper Peso の基準).
- 2) 公定賣相場 (約 30 $\frac{1}{2}$ c, U. S. \$. Feb. '37.) 以上兩者は毎日中央銀行で決定。
- 3) 自由市場相場 (需供關係に依ること勿論なるも Feb. '37. 約 30 $\frac{1}{2}$ c. U. S. \$).

【輸出】

爲替買上・一部例外を除き大部分の輸出品は F. O. B. 總額を中央銀行へ公定相場で賣渡す。

買上輸出品目は大藏省で決定公布す。

輸出者は中央銀行の外爲替管理局の指定する爲替銀行の内一行へ賣渡すことを得。

自由市場への賣却・

一般的に海外輸出とならぬ商品即上記大藏省の決定以外の商品の輸出から生じた爲替又は輸出取引以外から生じた爲替は自由市場へ賣却することを得。

(Con'd)

【輸 入】

爲替の事前許可制・

輸入業者は所定期間内に必要な豫定額を申請登録す。之れで輸入の事前許可を得ても此の許可は所要期限内に爲替を供給することを保證せぬ。

爲替許可の標準は、

- 1) 国内工業原料の輸入
- 2) 出超となる國からの輸入
- 3) 特殊協定で爲替保護を受ける國からの輸入。

の順序となる。

爲替税・

一九三五年四月二十五日以後に通關した輸入にして爲替の事前許可を得て居ないものは一般に爲替税を課す、税率は公定相場と自由相場との平均を基準とし最低公定相場の20%とす。此爲替税率決定に際し自由相場の決定は當日の市場上下を認め1%以内の更正を許す。

爲替供給・

公定相場の供給は爲替の事前許可を得たものに限る、申請は荷物通關後四十五日以内に限定す。

委託品又は特別の事情に依る商品の供給は之の期限を延長し得るも許可期限内に爲替局へ特に申請するを要す。

事前爲替許可に依り輸入手形を決済するに當つては爲替供給を受ける前に通關手續を終了するを要す。

爲替許可證の期限・

許可申請には荷物の仕出國を記載するを要するも積出人を限定せず。

除外例を除き爲替許可證は原則として發行後最長百八十日以内、最短十二日以後に使用すること、即爲替決済を要す。萬一荷物が不意の事情で許可證期限内に到着し得ぬときは二十日間延長し得、此の延期々限内に尙到着の見込なき場合は新たに申請、更改の外なし。但し下記の場合は上述の二十日間以上延長し得。

- 1) 關係荷物海上運送の遅延。
- 2) 船積書類の延着、此の場合關係荷物は許可證期限内に積出されたものに限る。

輸入者が正當にして豫見し得ざる理由で許可證を所定期限内に使用し得なかつた場合は舊證を返却の上更新を申請し得、爲替局は舊證と同一考査の下に許否を決定す。

(Con'd)

(輸入のツヅキ)

輸入書類・預托金・

申告虚偽防止の爲め小数の例外を除き、領事送り狀二通を要求す。

上述爲替供給の項の如く事前爲替許可で輸入手形を決済せんとするには爲替供給を受ける前に荷物の通關を必要とする。故に一覽拂手形の如き場合には取立銀行は爲替差金危険を荷受人が負擔すべき條件の下にペソ貨で假預托をなさしめ書類を交付する方法を以て、仕向銀行は豫め此様の指圖を付するを便とす。但し手形を自由市場で決済する條件ならば手形表示外貨の拂込に對し書類を交付する條件とし得る譯なり。

獨逸品の輸入・

送り狀面通貨、手形金通貨の如何に拘らず一切ライヒスマークで決済を要す、此の除外取扱をなし得る爲即輸入商品原産國貨幣又はその他の外貨で決済する爲以外には爲替許可申請の必要なし。

外貨手形のペソ貨決済・

自由市場の存在で手形引受人が外貨手形を亞國通貨で決済を主張するやうのことはあり得ないことであり、又近年斯様の事例も起きたことはないが、亞國商法の規定では手形引受人は期日に至り當日の爲替相場で換算したペソ代り金を拂込めば免責される條項のあることに注意を要す。

【一 般】

輸出以外の爲替取得、爲替の先物豫約、外國人のペソ貨預金。

總て自由なり。

自由爲替・

一九三三年下半年から自由市場を併置、一般的に輸出とならぬ商品の輸出から生じた爲替及その他の取引から生ずる爲替を賣却し得。

無制限且何人にも取引自由なり。

銀行の爲替取引報告と政府の期限前爲替買収・

之れ迄各行は毎日の爲替取引高を政府に報告して居たがその内 Spot を除き 90 days 期限のものに對し、政府は何時にても期限前爲替供給をなし得た、之の爲め各行は在外店との overdraft 勘定が巨額となるを免れなかつたが一九三七年一月以降申告を Spot, future not declared 及 future declared の三分ち、future declared 丈は期限前實行を要求せぬこととなつた。

June 1937.

貿易調節は主として爲替制限及各國との特殊條約に依り，關稅その他の直接制限は比較的寛大なり。

【關稅】

各國に對し差別的ならず。
英國に對しては英亞協定に基き相當廣範圍に亘る商品に對し協定稅率を制定し居れるが，日本その他當國と最惠國約款を規定せる條約國は皆之に均霑し居れり。
當國關稅は金ペソ建にて表はされ居るも其支拂は紙幣ペソなり。

特殊條約

南米及歐洲諸國と特殊通商條約あり，その内最重要なるは英國との所謂 Runciman—Rocca 協定なり。

英亞協定と爲替條項・一九三六年十二月一日の英亞貿易協定で亞國政府は，亞國に如何様な制度の爲替管理が施行される場合でも亞國に於ける英國生産品賣上から生じた英貨全額は常時亞國から英國へ送金し得ること，但し亞國外債にして英國以外の諸國へ支拂を要する償還サーヴィスに要する正當年額を控除することを認める。その殘額に對しては對英送金者への供給を優先せしむべし。

對伊通商條約

一九三七年三月四日，一八九四年條約を改訂，爲替不抑留及相互 quota に關する規定あり。

伊太利の Argentine に與へる quota は年 450,000, リラ。

(Con'd)

現存求償協定

獨逸	……………(清算)
和蘭	……………(同)
白耳義・ルクセンブルグ	……………(同)
瑞西	……………(同)

Monetary unit: Gold Peso, 1.697 grams, 917 fine.

June 1937.

【沿革】

Gold Peso は単に名目法貨にして實在せず、市場流通は中央銀行の Bank note のみなり。

一九三一年九月七日為替管理法公布。

一九三四年二月一日以降自由市場制創始。

一九三四年十一月九日凍資増加防止、輸入抑制の目的で經濟財政建直法を公布、輸入及為替名譽委員會を設けたが、一九三五年三月十五日法で禁止、新たに委員會を設け輸入許可に關する事務に當らしむ。

【機構】

輸入及為替委員會 (Import and Exchange Control Committee).

中央銀行 (Banco de la Republica).

【為替相場】

公定相場と管理自由相場を併行、公定相場は英貨建なり。

中央銀行は兩相場を定む。

三市場制・

一九三四年八月十五日付統令で Official Market 及 Free Controled Market の開設を規定、公定為替は私人の為替に充當するを得ず。

一九三四年二月一日以降商品輸出以外の為替賣却、例へば外貨手形、紙幣の賣却等に自由市場を認む。

故に現在公定市場の外に Free Controled Market, Unofficial or genuin free market を認め、第三の市場で買入れた為替は無制限に國外送金を許す。

一九三七年二月現在對米相場は 1 Peso に付き公定 79c. 管理自由 58c. 自由 56½c.

公定為替相場の適用・

下の場合に限り供給、一般輸入には適用せず

- a) 公共債償還局の需要
- b) 償還自主金庫
- c) 新聞用紙の輸入 (8%)
- d) 國家經營事業の需要 (30%)
- e) 公益事業會社の需要

(Con'd)

(為替相場のツツキ)

管理自由相場と自由市場相場の適用の範圍限界・

輸入の事前許可を得た者は管理自由為替の供給を受ける、之れは贅澤品その他僅小の例外の場合を除き殆んど總ての商品に適用し得。

商品輸入に付き為替適用規定下の如し。

- 1) 為替協定ある國に對しては一次必需品と原料品の輸入後尙同國への為替割當殘高あれば不必要品の輸入をも許す。
- 2) 為替割當あるも貿易協定なき國からの輸入の内贅澤品、不必要品は、輸入は許すも為替は管理自由相場を許可せず、自由市場に限る。
- 3) 為替割當なき國からの輸入は管理自由相場の適用を許さず、支拂は自由市場に限る、不可缺必需品の輸入は許可するも合理的數量に限り、それも為替状態に準據して許否を決す。
- 4) 為替割當なき國よりの輸入は管理自由相場を供給せず、贅澤品及一次必需品ならぬも特殊事情で國內に需要あるもの、例へば一般によく知られた商標、若くは古くより取引關係あるものなどの商品の輸入は箇々の場合を審査の上認可するも支拂は自由市場相場に限る。

自由市場相場の適用・

管理自由為替の適用を許されぬ場合は自由市場に為替を求め得、但し中央銀行は輸入の性質が國家に有害なりと認めた場合は何時にても自由市場の利用を禁止し得る權能あり。

自由市場決済に依る輸入は通關に際し既に為替が支拂済であることの證明を要す、即為替決済後に通關すべきものなり。

【輸出】

為替買上・輸出は事前許可を要し、商品の最終仕向地を申告する義務あり。

輸出は總て外貨取引なることを要す。

大部分の商品はその為替の一定率を公定相場で、殘部を管理自由相場で中央銀行へ賣渡すを要す。之の比率は商品に依つて異なる。

【輸入】

求償輸入割當制と日本・

輸出超過となる國、例へば英、佛、白、獨、米等に對しては輸入為替の割當を設け、その範圍内で輸入を許可する方針なり。

日本に對しては割當なきも一九三五年一月一日より共和國銀行と為替求償契約を締結、對日輸出をなす商社に對しその輸出價格の75%の輸入權を簡人的に許可す、此75%の内日本品輸入に充てざるものはプレミアム付にて第三者に賣却することを許す。

(Con'd)

(輸入のツツキ)

輸入爲替割當・

輸入市場の統制は總て爲替委員會で擔任。

委員會は輸出商の申告する輸出仕向先別に依り各國のウルガイ生産品買付高に従つて各國への輸入爲替割當を決定す。

之の割當は前述の如く求償標準にして國産品の各國向輸出から生ずる外貨の75%以上とす、この割當額は當該國からの輸入爲替の外、公債償還を含む一切の貿易外送金需要に充當す。

他面爲替委員會は爲替可能量を國內輸入商に割當てるが之れは輸入商品の性質を考慮しての計算に準據す。

輸入許可制・

一九三五年一月四日以降輸入爲替は一切輸入及爲替委員會の事前許可を必要とす。

公定爲替又は管理自由爲替使用を許可する輸入許可は爲替供給保證と了解し得。

許可申請を二つに區分審査す、

1) 公定又は管理自由相場で決済の豫定のもの、

2) 自由市場相場で決済豫定のもの、

申請には船積國名と原産國名を記載せしむ。

輸入者は爲替許可を得た後通關に先ち輸入及爲替委員會から輸入許可證の交付を受けることを要す。證明請求書には輸入爲替許可證に前拂の必要あらばその必要を示す書類又は關係爲替の先物買入の必要あらばその必要を示す書類と共に送り狀并に原産地證明を添付す。

貨物到着後十五日以内に直先何れかの所要爲替を買付けぬものは1%の手数料支拂を要す。

在外輸出商の代表者は所要爲替割當を確認の爲め輸入者より輸入許可證を呈示せしめスタンプする権限を有す。

原産地證明・

輸入に際し積出人が第三國經由積送で第三國への爲替割當を利用することを防止する目的の下に原産地證明にウルガイ領事の査證を求めるに當つては領事の満足すべき證明を呈示するを要す。此れは關係地商業會議所の證明書の形式で原産地證明書の上に記載することである。領事は原産地證明書上に署名且つ Stamp す、無料なり。

原産地證明はウルガイ爲替當局宛封筒に入れ封緘の上返付、積出人は之れを他の船積書類と共に發送する。

無許可輸入・

或場合には下記は輸入許可證を要せず。

a) 價格 5 Pesos を超過せぬ小包郵便、

(Con'd)

(輸入のツツキ)

b) 簡人所要品にして販賣を目的とせぬもの、

c) 小包郵便にして發送人が代金支拂濟の旨を記載署名せる書式を添付せるもの、此の書式は輸入及爲替委員會の規定した特殊形式を具備せるものであることを要す

但し之の場合許可は不要なるも發送國の爲替割當には算入す

d) 價格 20 Pesos を超過せざる Parcel.

輸入爲替の取消・

管理自由爲替供給割當を伴ふ輸入許可既得分は下記の場合取消を認めらる。

a) 荷物が書類の表示と相違せる場合、

b) 荷物が損害状態で到着した場合、

c) 荷物通關當時のウルガイの法律又は規定で注文の際の目的に使用し得ぬ場合、

d) 輸入者の統制し得ざる事由で荷物が積出不可能となつた場合、

e) 輸入許可表示金額を超過する場合。

輸出者代理人が輸入許可申請に關係し居る場合は取消申請には同人の承諾書を要す。

貿易協定ある國からの輸入荷物の場合には協定に依る取引の施行する銀行の承諾書を要す。

又爲替契約が先物である場合は賣却銀行の承諾書を要す。

前拂爲替の買入・

輸入爲替許可を得ることは爲替買入を意味するも、爲替許可を得た輸入者は許可日付から二十日以内に輸入に必要な爲替の20%を買入れ又は買入を豫約し得、此場合商品は輸入許可日付から百二十日以内に到着するを要し、之れ以上となると通關を許さず。

ウルガイ貨拂の輸入・中央銀行の特別規定に従ふ。

委託品の場合・ 同上。

【一 般】

外國人のウルガイ貨預金・無制限自由なり。

貿易外送金・

各國への爲替割當の内75%以上をその國からの輸入に充當すること上述の通りなり、殘金を以つて公私債償還、運賃、保險料その他の送金に充當す。

銀行の海外注文執行・

一日五百磅迄は自由なり、それ以上は中央銀行の許可を要す。

銀行の自由爲替取引・

Local の賣買には制限なし。

June 1937.

貿易調節を専ら爲替管理に依り、特殊の貿易管理規定なし。

現存求償條約、

獨逸	……(交換・支拂)
西班牙	……(同)
英國	……(支拂)
伊太利	……(交換)

June 1937.

Monetary unit: Gold Peso.

Par of Exchange: Argentine Gold Peso と同一、

【沿革】

現在金、銀貨 Peso は市場に影を没し、Paper Peso のみ流通す。

一九三二年六月二十九日付爲替管理法公布。

一九三六年二月二十二日付統令で中央銀行設立、従前の爲替管理局 (Exchange Control Office) の事務を継承せしめた。

一九三六年三月十三日付及一九三六年五月二十九日付統令で爲替の自由取引を認めた。

【機構】

中央銀行 (Banco de la Republica de Paraguay).

【爲替相場】

中央銀行の定める各種公定相場。

爲替取引は自由なるも取引種別に従ひ相場は各取引に特定の公定相場を適用す。

以上の規定となつて居るが實際は Paraguay Peso は Argentine Peso に Link し居り、國外爲替相場なし、故に國內輸入商宛手形は總て Argentine Peso で決済される、故に公定相場と云ふも Argentine Peso に對する相場なり。

【輸出】

爲替買上・中央銀行は必要と認める場合輸出手形の 100 % を買上げ得、現在は大抵 60 % 乃至 70 % 位なり。

【輸入】

爲替供給・一九三六年五月二十九日付統令で輸入貿易に要する外貨配分順序を規定、中央銀行は特定の一次必需品輸入に對しては Par 公定相場 Peso 60.— @ Argentine M. N. 1.— を以つて供給の旨發表

但し實行は殆んど難かしい状態なり。

供給爲替は上記爲替相場關の如く總て Argentine Peso なり。従つて輸入者は供給されたアルゼンチン、ペソを以つてブエノス、アイレスに於ける自由市場で必要な外貨を買ふこととなる。

供給を受けぬ爲替は自由市場で買入れる、現状は買入困難ならず。

(Con'd)

【輸出入為替市場】

以上輸出入為替市場の構成は下の通りとなる。
 公定市場・中央銀行は買入輸出為替を以つて必需品輸入に供給す、現在買相場@
 51. 賣相場約 @ 60. Paraguay Pesos to Argentine M. N. 1.—
 自由市場・賣上以外の輸出手形残高は自由市場に賣る、輸入商は公定品以外の輸入に充當、本年四月約 @ 76.—なり。

【一般】

モラトリウムと凍資解消・

外貨債務のモラトリウム法は一九三六年九月三十日を以て終了、同年十月一日付で凍資解消法を公布、規定下の通り、
 商品輸入から生じ一九三三年一月十五日以前に期日となる外貨延滞商業債務の決済は、關係債権の擔保としてパラガイ貨の預托金あると否とに拘らず總て分割返済に依り一九三七年十二月三十一日迄に完済すべし、第一回割賦金は一九三六年十二月三十一日迄に拂込、支拂は外貨又はパラガイ貨の兩者を併用し得、パラガイ貨の場合は各割賦金拂込期日當日の自由市場為替相場で換算す。

此債権には保證金としてパラガイ貨を預托した當日から預托金拂出當日迄の利息を付せず、預托金なかりしものは年6%の利息を要求し得、元金割賦返済の最終仕拂日より三ヶ月後に一回に全額を支拂ふべし、債務者が本法の義務不履行の際は債権者は公證手續後權利行使上本法規定制限を受けず。

非商業凍資・商業取引以外の延滞外貨債務の解消は上述商業凍資解消法に従ふも期限を一九三九年九月三十日迄、第一回賦金拂込を一九三七年三月三十一日迄とす。

貿易管理、特殊制限なし。

日本に對しては昨年來求償主義を要求する態度を示し居れり。

Latin American Exchange Rates

[NOTE.—Averages are actual selling rates for sight drafts on New York, in units of foreign currency per dollar, with the exception of Uruguay, which are in United States dollars to the peso. [Compiled in the Finance Division]

Country	Unit quoted	Type of exchange	Annual average rate		Average rate		Latest available quotation	
			1935	1936	Nov. 1937	Dec. 1937	Rate	Date
Argentina	Paper peso	Official	3.46	3.41	3.20	3.20	3.21	Jan. 14.
		Free market	3.80	3.59	3.38	3.41	3.41	Do.
Bolivia	Boliviano	Bank rate		1.33.09	20.17	20.20	20.20	Jan. 5.
Brazil	Mitrais	Official	11.819	11.682	(*)			
		Free	17.306	17.333	17.300	17.527	17.600	Jan. 14.
Chile	Peso	Official	19.33	19.38	19.37	19.37	19.37	Jan. 11.
		Export draft	24.37	26.26	25.00	25.00	25.00	Do.
		Free market		28.59	25.41	25.41	25.00	Do.
		Controlled			1.83	1.84	1.82	Jan. 8.
Colombia	do.	Curb	1.84	1.83	1.92	1.93	1.91	Do.
Costa Rica	Colon	Uncontrolled rate	6.20	6.18	5.64	5.70	5.67	Jan. 14.
		Controlled rate	6.11	6.15	5.62	5.62	5.62	Do.
Ecuador	Sucre	Free	2.04	2.04	2.04	2.04	2.04	Jan. 8.
Honduras	Lempira	Official	1.10	1.10	13.71	13.85	13.79	Jan. 11.
Nicaragua	Cordoba	Uncontrolled	1.10	1.10	2.00	2.00	2.00	Jan. 8.
		Controlled			2.85	3.87	4.90	Do.
Peru	Sol	Free	4.19	4.02	4.07	4.12	4.11	Jan. 7.
Salvador	Colon	do.	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	Jan. 11.
Uruguay	Peso	Official	7981	7949	7992	(*)		
		Free	4116	5023	5383	5350	5208	Jan. 8.
		Controlled free	4510	5237	5812	5819	7.8820	Do.
		Bank rate	3.92	3.92	3.19	3.19	3.19	Jan. 17.
Venezuela	Bolivar	Open market		1.4.16	3.43	3.43	3.40	Do.

* Sept.-Dec.

† Official rate abolished on Nov. 16.

‡ Excluding 3 percent tax. Available only in the form of 60-day drafts or 60-day exchange contracts chiefly for liquidation of certain mitrais accounts representing deposits against maturing collections.

§ A abolished by decree of Dec. 4, 1937.

¶ 8 pesos to the pound for sales to the Government for debt service, and to private public utility companies for necessary materials, and to the Bank of the Republic.

* Mar. 24-Dec. 31.

† Feb. 27-Dec. 31.

昭和十三年三月四日印刷
昭和十三年三月七日發行

東京市京橋區銀座西七ノ三

編輯兼 日 下 明
發行者

東京市京橋區西八丁堀四ノ四

印刷者 白 橋 龍 夫

東京市京橋區銀座西七ノ三

日本貿易會館內

發行所 日本雜貨中南米輸出組合聯合會

電話銀座座六〇七二番

白 橋 印 刷 所

14.8
214

14.8-214



1200501227597

14.8
14

終